

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 6 号
件名	アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める意見書の提出について
紹介議員	明戸和枝
要旨	<p>アメリカは、同国産牛肉の輸入条件にかかわる日米技術協議や農相同士による電話会談を通じて、月齢制限の撤廃を強く要求しています。一部マスコミの報道によると、日本政府はアメリカの強硬姿勢の前に、20カ月齢未満という月齢制限を30カ月齢未満にする方針を固めたと伝えられていますが、同国の理不尽な要求に屈することは、国民の命と健康を脅かす暴挙であり、断じて容認できません。</p> <p>日本政府は、これまで「日本と同等の安全性をアメリカに求める」という立場を取ってきました。この立場を堅持するならば、月齢制限の緩和など到底できないことは明らかです。輸入条件の緩和には、一片の科学的根拠もありません。</p> <p>アメリカは、OIE(国際獣疫事務局)によって同国が「管理されたりスク国」になったことを理由にして輸入条件の緩和を求めています。しかし、これはアメリカのBSE汚染が清浄化したことを意味するものではなく、OIEの基準が緩和されたためです。東京大学名誉教授の山内一也氏は、これについて「(OIEの)BSE清浄化を目指す姿勢は失われた」と述べており、この指摘からもアメリカの要求に根拠がないことは明白です。</p> <p>アメリカ産牛肉は昨年7月に輸入が再度再開されましたが、それ以降の1年間の輸入量は、禁輸前の1割程度にすぎません。アメリカ産牛肉に対して国民</p> <p>(裏面につづく)</p>
付託 年月日 委員会	平成19年 9月18日 文教経済常任委員会
受 理	平成19年 9月10日 第1082号

は根強い不信感を抱いており、大多数の国民は輸入条件の緩和など望んでいません。

さらに、政府は都道府県が独自に行っている20カ月齢以下のBSE検査に対する助成を打ち切ることを決めました。それにもかかわらず、多くの自治体は検査の継続を検討しており、中止を決めた自治体はありません。これは、全頭検査に対する国民の強い願いの反映です。

国民が望んでいるのは、万全のBSE対策に国がしっかり責任を持つこと、そしてアメリカの不当な圧力に屈しないことです。

以上の趣旨から、下記の事項について政府及び関係機関に意見書を提出して下さるようお願いいたします。

記

- 1 月齢制限など輸入条件の緩和を求めるアメリカの要求に応じないこと。
- 1 都道府県が行う20カ月齢以下のBSE検査に対する国の助成を継続すること。